

## 報告第 1 号

### 議会の委任による専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により、これを本議会に報告する。

令和元年 5 月 16 日

三朝町長 松 浦 弘 幸

## 専決第 4 号

### 専決処分書

次のとおり法律上町の義務に属する交通事故による損害賠償について和解し、及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成 31 年 4 月 26 日

三朝町長 松 浦 弘 幸

#### 1 和解の相手方

三朝町 個人

#### 2 和解の要旨

町は、損害賠償金 32,681 円を支払うものとする。

#### 3 交通事故の概要

##### (1) 交通事故の発生年月日

平成 30 年 12 月 30 日

(2) 交通事故の発生場所

三朝町大字大瀬

(3) 交通事故の状況

町の職員が運転する車両が後退して方向転換する際、個人宅フェンスへ接触したものである。